

裁判官の無責任を許さない

遠藤国賠ニュース

<http://www.enkoku.com/>

第49号(控訴審第29号) 2001年3月25日(日)

Contents

- ・控訴審弁論傍聴記 (p.1)
当会の古参会員T・Tさんの傍聴記
- ・控訴審弁論解説 (p.2)
今回の弁論内容を解説
- ・皆さまからの声 (p.7)
傍聴者や会員の皆さまからのご意見を紹介
- ・遠藤国賠訴訟講演会のお知らせ (p.8)
「日独裁判官物語」の上映もあります
- ・次回弁論のお知らせ (p.9)
次回弁論は5/23(水)15:00~
- ・遠藤事件とはこのような事件です (p.9)
事件の概要およびこれまでの経緯
- ・事務局から (p.10)



ある
担当裁判官らの名前が書いて
ある
東京高等裁判所民事9部80
9法廷前の掲示板

遠藤国賠とは、無実の遠藤祐一さんを有罪にした現職の裁判官らを訴えている裁判です。もちろん、裁判も絶対ではありません。それゆえ、控訴、上告、再審があります。しかし、だからといって、数々の証拠から無実が明白であるにもかかわらず、裁判官が無実と知っていてあえて有罪とすることが許されるのでしょうか。遠藤国賠は、まさにそこを問う裁判なのです。

控訴審弁論傍聴記

今回の傍聴記は、当会の前身である道路交通民主化の会(現在はありせん)の元会員でもあり、当会の古参会員であるT・Tさんに書いて頂きました。

[ガヴァガイ]

私は、33歳のサラリーマンです。平日の昼間は会社で仕事をしています。弁論があるときは、午後半休(有給休暇を0.5日取得すること)を取って傍聴に行きます。仕事の都合で毎回はムリなのですが、出席率は8割ぐらいでしょうか。今日は天気がよいので、1時間弱かけて会社から裁判所まで歩くことにしました。風は穏やかでもう「春」って感じです。

裁判所につくと、受付で遠藤国賠が開かれる法廷を調べます。国賠ニュースに法廷は載っていたので

すが、忘れてしまいました。忘れたときは、ここで調べるのが一番です。以前、うる覚えで法廷に行ったら空っぽで、走って探し回った事がありました。

早めに着いたので法廷横の待合室のベンチに腰掛けてしていると、顔なじみの支援者の方がちらりほらりとやってきます。平日のこんな時間に集まれるのだから、一体何をしている人たちなのだろうと時々おもいます。(ちなみに私はサラリーマン)

法廷があいたので傍聴席に入り準備書面を配ります。傍聴に来ている人が目の前でおこなわれる弁論をよく理解できるように、「支援する会」で準備書面のコピーを用意しているのです。配りながら席を見渡すと、すでに20人くらいいます。今日も「満員御礼」が出るか?というくらいたくさん来ています。

裁判官が入ってくると弁論が始まりました。あれっ、裁判長が変わりましたね。そういえば、このま

え弁護士の阿部先生が「塩崎裁判長はもうすぐ定年退官する」と言っていました。なるほどコイツが新しい裁判長か、前任者はロクにしゃべらずマトモな訴訟指揮もしなかったけど、新裁判長はどんな訴訟指揮をするんだろう？過去の経験から、裁判官に過度の期待を寄せてはいけないことは分かっていますが、いちおう興味はあります。

法廷でのやりとりの詳しい内容は、この後の弁論解説に譲ります。いままで見たことがない光景を見たのは、長い阿部先生のお話が終わった後でした。これまで、少なくとも10回は法廷に足を運んでいますが、一度も見たことのないものです。なんと、新裁判長が、この訴訟の進行に関する所見を述べ始めたのです。

裁判官が、自分の意見を述べている!!...はじめて見る光景です。主語と述語がめっちゃくちゃでお世辞にも分かり易いスピーチとはいえませんが、とにかく訴訟進行についてしゃべっているのです。実は、これまで法廷で裁判官がしゃべっているのをあまり聞いた事がありません。まして、被告(国)側に注文をつけるなんて、にわかには信じられませんでした。

けっきょく裁判長は、訴訟進行について10分以上もみずからの所見を述べました。これまでただ座って弁論を眺めていればよかった被告(国)代理人は

面食らったように、「準備のために時間をくれ」と初めてやる気のようなものを見せました。新裁判長の登場で、予想もしていなかったことが起きたのです。

ビジネス誌によく登場するアメリカ大企業の会長は「変化はチャンスだ」と言います。変化を拒まず積極的にビジネスチャンスにしろ、ということらしいのですが、これは万事にあてはまりますもちろん、遠藤国賠訴訟にも。変化をチャンスとして捉える、この前向きな姿勢が大切だと思います。

今回の裁判長交代が必ずしも福を招くとは限りませんが、見込みは十分にありそうです。私たちもこれを大きなチャンスと捉えて現状打開を図っていこうではありませんか! もっとも、サラリーマンにできることは傍聴に行くことくらいですけど

というわけで、いよいよまともな裁判が始まるのか、と思うと期待と不安が交錯します。前の裁判長があまりにもひどかったせいか、今度の裁判長が(普通だったとしても)かなり真っ当に見えます。ご都合のほどよろしければ、皆さんもぜひ、弁論の傍聴にいらっしやいませんか? 今後、見る価値、大いにあり、と期待できます

[T・T / 神奈川県]

控訴審弁論解説

新裁判長のもとでの2回目の口頭弁論である。今回は、状況証拠論の2つ目「事故現場を通過した関係各車両の通過時刻と順序」について刑事二審判決の驚くべき認定、ことに「検問記録」とそれに関する「証言」の取り扱いを俎上^{そじょう}にのせた。

その後、裁判長による「訴訟進行に関する所見」が約20分にわたって表明された。前任の塩崎裁判長の時代とは一味ちがった展開が期待される。

「起立ねがいます」裁判長とともに交代していた事務官(?)が声をかけ、「平成8年、ネ、第1650号、控訴人・遠藤祐一さん、被控訴人、国、他6名」事件番号を読み上げて、いつものとお

りに弁論が開始した。

しかしいつものとおりでないことが、着席した直後に起こった。国側代理人のひとり(以前、当会事務局のtommiが「へびみたいな顔」と酷評した男性)と裁判長との間でかなり「活発なやりとり」が行われたのだ。それは...

今の法律では弁論で使う書面はFAXで、相手方や裁判所に送っておくことになっているのだが、裁判長:

「FAXだと...どうですか、読みづらいですか」

国側代理人:

「いや、べつに当方としてはかまいません」

裁判長:

「もしなんでしたら原本を...(なんとかかんと

か) 」

国側代理人：

「FAX で充分ですよ、印刷は鮮明ですからちゃんと読めますし、読みにくいところがあればその都度確認しますし... (なんとかかんとかなんとか) 」

...といったやりとりが、ひとしきり続いたのだ。実際には時間にしてせいぜい数分、いや数十秒だったろうし、たいした量もしゃべってないだろうが、これまでだんまり決め込んでいたあの人がまあ、よくしゃべるものだ！本論に関係ないところではね、という印象が強烈であった。

さて、肝心の本論である。

刑事二審判決の論理

東京高裁の刑事二審判決は、新潟地裁の刑事一審判決が有罪の決め手とした2つの状況証拠論を、ほぼそのまま是とした。(一審判決の論理については、当ニュース42号5ページを参照してください。)

前回の弁論ではそのうちの一つ、

第一発見者(とされた)中川氏が事故発見直前にすれ違った車両が加害車両であることはまちがいないところ、その車両は遠藤さんのものである、

という状況証拠論をとりあげた。

今回は二つ目の、

事故現場を通過した関係各車両の通過時刻と順序からして、加害車両は遠藤車両のほかには考えられない、

という方を徹底的に批判する。

二審判決によると(一審もほぼ同様)、この状況証拠論は、

「第一に、証人佐藤芳賢氏の車は、事故処理後に現場を最初に出発してその後検問場所にさしかかり、検問を受けた。ちょうどその時、平ボディー・4トンくらいのトラック(遠藤車両に似ているもの)が検問を終え先に出ていった。

芳賢氏の車はそこへ来る途中、他の車を追い越したことも他の車に追い越されたこともなかった。

第二に、(一審の結審間際に補充捜査に関与しただけの警察官)佐藤賢一氏の一審における証言によると、芳賢氏の車が検問場所に午後10時頃到着した際、検問場所から発進した車は遠藤車両だったことが明らかである。

第三に、津川町から国道49号線をとおり、検問場所に至るまでほとんど一本道という道路状況である。

以上からすると、芳賢氏の車両が事故後最初に現場を通り過ぎるその直前に、そこを通過していたのは遠藤車両であることになる。そして検問通過時刻から逆算して考えると、^{れつが}轢過車両は遠藤車両のほかにはないことになる」

というものである。

第一、第二の点については無理だらけである。まず、この検問関係の立証は、1982年の結審まぎわになされたものであって、77年の第1回公判から5年あまりの間一度もなされていなかった。遠藤車両が検挙されるに至ったきっかけが検問記録にあったことは明らかなのに、なぜ公判の最初からなされなかったのか疑問がわいてくる。検問関係の立証は通常、いの一歩になされるはずのものである。

しかも、この補充立証は、裁判所・検察官・弁護人之間ですでに決定していた結審直前の全日程を突如反故にして強行されたものである。いかにも^{うさんくさ}胡散臭いではないか。

第三の、周辺の道路状況の点については、弁護人の上告趣意の指摘に最高裁が明快に答えてくれた。曰く、

「右26キロメートルの区間には少なくとも4本の県道レベルの脇道があるほか、その他の小さな脇道や駐車スペースも多数ある」

したがって、

「脇道を利用して走行順序を変えることは容易であり、また、ユーターンして新潟方面に戻ることも不可能ではないから、刑事一・二審判決の前提そのものが成り立たない」

つまり証拠としてまっつきりに立たない、と。

そのまやかしとは

「芳賢氏の車が検問場所に午後10時に到着したとき、そこから先に発進していった車が遠藤車両であったことが明らか」と認定している点が、刑事二審判決の最大の問題点である。二審はその理由をこんなふうにいっている。

「まず、事故当夜、西会津署にて警察官渡辺正紀氏とともに検問に従事した熊谷武之氏は、藁半紙に走り書きで、各車両の検問時刻、ナンバー、氏名等を記録した。次に上司の指示により、別の紙にそのまま清書した。こうしてできあがったのが検問表であった。

そして、警察官の佐藤賢一氏が一審で証言したのは、その証言内容のごとき記載のある書面(検問表)が存在する、ということである。だから問題なのは、この証言で明らかになった検問表の内容が、果たして信用できるかどうか、ということである。

熊谷氏の作成した検問メモは、検察官の釈明によれば廃棄処分されたとはいえ、その内容は、検問表に正確に書き写されているものと見ることができる。したがって、検問表の内容を正確に再現した警察官佐藤氏の証言は採用できる。」

この認定がいかに常軌を逸しているか説明しよう。

まず、警察官の熊谷武之氏は、事実として、「検問に従事していない」。このことは裁判官自身、十分知っていたはずである。なぜなら、刑事二審の公判廷、裁判官の目の前で、実際に検問に従事した警察官の渡辺正紀氏が、「検問現場で検問原メモを作成したのは小野英雄警察官である」と証言している。

熊谷武之氏本人も「(自分は)当時喜多方警察署の警察官であって、検問に従事していない」旨の証言をしている。なにより、「検問に従事していない警察官の熊谷氏を証人尋問する必要はない」と当時、強く弁護側が抵抗し、法廷がもめていたのである。

このような事情があったにもかかわらず、熊谷警察官が「検問に従事し検問メモを作成した」とする刑事二審の事実認定はもはや、ケアレスミスなどという単純なまちがいはありえない。補充捜査に従事したという佐藤賢一氏の検問表丸暗記の証言が伝聞証拠(また聞き)の証拠であるにもかかわらず、あえて採用した刑事一審判決の違法を隠蔽しようとする目的でなされた認定としか考えられない。(「伝聞証拠」について詳しくは、当ニュース42号5ページ右段を参照してください。)

しかも、このことは法廷での判決宣告では何も語られなかった。後で判決書に書き込んだのである。最高裁をも欺こうというのだろうか。

東京地裁の救済の論理

このような刑事二審判決について、東京地裁はなんとやったか。

「熊谷巡査が検問に立ち会った事実はないから、2審判決の誤りは明らか」と認めながらも、違法性はないと免責した。曰く、

「熊谷尋問は、事実を調べるためではなく、(補充捜査に関与しただけの警察官)佐藤賢一証言が伝聞証拠かどうかを調べるためのものである。つまり手続的な問題を調べたにすぎない。だからこれは事実誤認を直接的に招来したものである。」

さらに、

「もし二審判決が、最高裁の無罪判決と同じように、『疑わしきは罰せず』とか『無辜を罰してはならない』()というスタンスに徹すれば、一審判決の事実誤認を是正できたであろうと考えられる。が、本件事件を概観して、遠藤さ

ん車両を除いては、他に加害車両と認定できる状況になかったことが大きな障害となって、本件事実誤認に結びついたであろうことを考えると、概ね、控訴理由について控訴審としての機能にそくした審理を果たしていることが伺われる。だから著しく不合理な判断とは言えず、国賠法上の違法を認めなければ、著しく正義に反するとまではいえない。」

無辜とは、罪を犯していない無実の人、という意味。

つまり、前回指摘した「中川氏の最後のすれ違い車両」と今回指摘した「検問記録による現場通過車両の通過時刻・順序」は、有罪判決を支える状況証拠論の両輪であるところ、この2つがあったがために刑事一審も二審も結果的に誤判に陥った、そして日本の裁判官の4分の1以上も、こういう状況証拠に惑わされて誤判に陥るだろうから、その有罪認定は著しく不合理とまではいえない、ということである。

このように不当きわまりない判断は、当審においては、維持される余地がないと確信する。

準備書面にそった陳述を一通り終えると阿部弁護士は「加えて申し上げますと...」と、

刑事二審の法廷では、「検問していない熊谷警察官を尋問する必要はないんじゃないですか?!」と弁護人が裁判官にも申し上げ、やりとり・応酬がなされていたのです。しかも、強行された尋問で、「検問に従事していない」という証言があったわけですから、裁判官にとってはよく解ってることなんですね。にもかかわらず法廷ではムニャムニャと述べて、判決書ではさきほどのような証人をすり替えて事実認定を行って事件を処理する...、こういうのが刑事二審の判決だったわけでありませう。

このように違法な判決を救済するというのは、あり得るはずがないものと思っておりますので、国民の信頼をつなぐためにも、東京地裁のようなゴマカシの判決で処理することなく、きちんとした対応を

していただきたい、と考えるわけです。

特に、東京地裁判決の分析によれば、状況証拠のみによって遠藤さんを有罪にしたとまで言っている、特に重要な位置づけがなされている状況証拠論ですので、その正体がどのようなものか、裁判官の交代がございましたが、ご理解いただけたのではないかと思います。しかるべく、証拠調べののちにですね、断を！下していただきたい、こう思うわけでありませう。

裁判長が所見を表明

こう述べて弁論をしめくくった。すると裁判長が、これを受け口を開いた。「訴訟進行に関する当裁判所の考えを述べたいと思う」というのだ。前任の塩崎裁判長のときには考えられなかった事態である。曰く、

「今の点に関連しまして今後の進行に関する当裁判所の考え方を述べようと思っております。多回数にわたり、阿部弁護士から、刑事一・二審段階の違法について主張されてこられたわけですが...。言うまでもないことではありますけれども、具体的な刑事訴訟事件において関係する検察官、関係する裁判官が、取調べの対象とした証拠について、ま、色々な解釈をし、取捨選択するという職務行為を行うわけですが、それが正しく正当に行われたかどうかは当該刑事訴訟において問われるのでありまして...。そして、それらの行為がもとよりいつも完全であるとは限らない。全ての検察官、裁判官が完璧であるということはないわけでありませう。そのまちがいを正すために、一審・二審、そして場合によっては最高裁というように三審制が設けられ、まさに、無辜を罰することのないように、という誤判を是正するというシステムが設けられている、ということはいまでもないことだと思ひます。

そうすると、検察官や裁判官の行為の単なるまちがいが直ちに国賠法上の違法となるわけではない、ということをご理解されているところだと思ひます。

本件で、最高裁判決が指摘したように、一・二審の裁判で遠藤さんが本件^{れつか}轢過の犯人であるというふうに認定した点がまちがっていた、という点があるのでしょうか、一番の問題は、一・二審の判決が事後的にまちがっていると指摘するのみではそのまま国賠法上の違法にはならないということです。」

国家賠償法上の「違法」とは？

「問題は、具体的な、裁判官・検察官の手続行為において、それが国賠法上の故意・過失と目すべき、逸脱ですね、刑事訴訟法・憲法が、担当する裁判官や検察官に期待する通常の職務の規律を、まあ議論のあるところですが、とにかく逸脱する、著しく逸脱するという、さきほどの阿部弁護士の主張にも「常軌を逸した」という表現もありましたが、単なる誤りを超えたものがあつたかなかったのか、…。ここが国賠訴訟事件の重要な論点であろうと思うわけです。

情況証拠論に関していうと、…、概ねこれまでの主張の中で尽きているのではないかと。有罪無罪の分かれ目になる証拠については、当該^{とうがい}証拠をとり扱った検察官・裁判官についての具体的な訴訟手続における具体的な義務違反、逸脱、そういうものが、さらにあるのであれば、お聞きしますが、しかし、従来、関与する検察官、裁判官という公務員側の問題点として出ていると思いますので、格別のものはそう多くないのではないかと考えておりますが、…。

私の議論は、証拠調べの必要性という点から言及しておりまして、判決の判断内容がどうのという点は、国賠訴訟の最終的な判断の上では問題になるのですが、証拠調べの必要性という点からすると、示唆するところはあまりないのではないかと…と。」

国賠法上「損害」ありと言えるためには？

「そこで、別の言い方をすると、控訴人である

遠藤さんが、刑事一二審、最高裁と被告人という国民にとっては耐え難い地位に立たされてこざるを得なかった、この点を損害として、その原因としての違法というご議論をされているという理解はしているのですが、今少しく、国賠における損害として主張されるならば、今少しく、…、その被害、損害というものを議論される必要があるのではないのだろうか…。

別の言い方をしますと、非常に乱暴な言い方になるおそれがあるので、他意あつてのもののご理解いただきたくないとお願いするのですが、…。

検察官の公訴提起を受けて国民が被告人の立場に立たされることがある。そして、まちがった裁判によって一、二審の有罪判決を受けることがある。としても、それは検察官や裁判官の証拠採証上のまちがい、それに根ざす事実誤認ということだけによつてもたらされた不利益である、とはいえない。それをもつて直ちに国賠法上の損害と、いえるかどうか…議論のあるところです。

ご承知のとおり、身柄拘束を受けた刑事被告人の場合は刑事補償の、身柄の拘束を受けない刑事被告人の場合には、費用面での保障で、という制度があるのでして、それを超えたもの、国賠法上の損害と目すべきものがあるのかどうか、…。

そこで、遠藤さんの場合について、国賠法上の損害として目すべきものありとされるならば、どのような、何がそれであり、それをどのように特定してご主張されるのか、一度双方の主張を聞かねばならないと思っているわけがあります。

そこで次回には、次次回以降の当審における証拠調べの方針を立てる上で必要な主張があれば、それは出し切ってもらいたい。

控訴人(遠藤さん)のほうの主張に対して、被控訴人側においても、塩崎裁判長時代には控訴

人側の主張全体についてまとめて反論する、というようなことになっていたようですが、…。控訴人側の主張に対する反論が必要とお考えならばご主張をしていただきたい…。裁判長としては指揮をしておきたいと思います。」

引き続いてこれに関するやりとりが交わされた。

阿部弁護士：

「最後におっしゃった損害論については、わかりました。ただ、証拠調べの必要性を絞り込む意味におきまして、一・二審を通じて度重なる釈明を求めているのでありまして、求釈明に対する釈明をしてもらいたい。被控訴人側のほうに申し伝えていただきたいと思います。」

裁判長：

「あの、釈明をすでにしているという控訴人代理人の、訴訟手続の進行についての認識の発言がありました…。えー、それでは、どれくらいの準備期間を…?」

阿部弁護士：

「3ヶ月程度、さきほどの裁判所のご指摘に答えるという意味で若干いただきたい…。」

裁判長：

「では5月の、9日? ダメ?」

国側代理人：

「私どもも、ずっとこう、2年ぐらい受けとめてただけだったものですから、…。裁判長がおっしゃるような主張をまとめるとなるとちょっと時間をいただきたいのですが…。(と後ろめたそうに。傍聴席からは「何を今さら」という失笑が…)」

裁判長：

「あ、そうですか。それでは5月の、23日? えー、15時。それでは次回は、5月23日水曜日の15時。4時半まで、ということで。それでは今日は…。」

「起立ねがいます」事務官が声をかけて終わった。いよいよ次回以降、本格的な論戦が始まることになるのだろうか。乞うご期待、というところである。

[寅次郎]

皆さまからの声

今回の弁論の際、傍聴にお越しの皆さんにアンケートをお願いしたところ、たくさんのご意見・ご感想を頂戴しました。また、会費&カンパ払い込み用紙の通信欄でも、色々な声をお寄せ頂いております。その中の一部をご紹介します。

[寅次郎]

傍聴アンケート

遠藤さんが、最高裁で争っていた頃、山形県のSさんが似たような冤罪で起訴された。弁護士として同じ阿部弁護士が代理人となり、見事一審無罪を勝

ちとった。

[東京都H・Tさん、裁判所5~9回来所]

「他意はありませんが…」と難解裁判長が言った。やはり出た!と思った。そして訴訟指揮が始まった。その趣旨は、今まであった国賠の判決と重複して私には聞き取れた。その結論は、…、どう判断・判決するのか…である。心して傍聴を続けなければならぬと思った。

[東京都M・Kさん、裁判所5~9回来所]

最初の方の話が長すぎると、単純に思いました。何とかならないのでしょうか。ドラマとは違います

ね。

[埼玉県T・Tさん、裁判所初めて来所]

被告席に3人座っているが、いつも黙っている。裁判官もいつも黙っている。控訴人席では阿部分護士が独りで長くしゃべっている。もっと双方交通で相手にしゃべらせる事が必要だ。その工夫をしてほしい。(今日はそれでも少しは裁判官の方が話しましたけど。)

[東京都Y・Nさん、裁判所10回以上来所]

裁判長の三権分立の判断は、いいわけに聞こえた。やはり裁判官は警察よりなのか疑問である。

[東京都O・Tさん、裁判所2~4回来所]

会費&カンパ払い込み用紙通信欄

枯れ木も山の賑わい故、傍聴に行こう行こうと思しながら、何かと多忙でパスしてしまっています。遠い将来なのかもしれませんが、司法改革とやらもチラッと見えて、益々みなさまのご健闘を祈っています。

るところです。

[神奈川県T・Mさん]

新年おめでとうございます。お互い、がんばっていききたいものです。カンパ少しだけですが送ります。

[茨城県H・Sさん]

ところで、私はやっと司法試験に合格しました。4月から、修習予定です。

[愛知県S・Nさん]

すっかり、お任せっきりですみません。

[東京都・W・Tさん]

カンパも含めて送りました。日程調整がうまくゆかず、東京高裁になかなかゆけません。

[宮城県O・Yさん]

『日独裁判官物語』上映会 & 「遠藤国賠訴訟」講演会 の御案内

『日独裁判官物語』の上映と「遠藤国賠訴訟」講演会が、下記の日程で行われます。「遠藤国賠訴訟」講演の講演者は、遠藤国賠代理人の一人で、『官僚法学批判』(花伝社)の著者でもある吉永満夫弁護士です。

当会代表の今井亮一とのライブトーク形式(対論・対談形式)になる予定です。その後会場の皆さんとの質疑応答を行います。

皆さんの御参加をお待ちしております。

日時

4月6日(金) 18時会場 18時20分開演

プログラム

18時20分~19時20分 『日独裁判官物語』

19時20分~19時50分	遠藤事件ビデオ
19時50分~20時	休憩
20時~20時45分	ライブトーク遠藤国賠
20時45分~21時30分	質疑応答

場所

武蔵野公会堂第3会議室(JR中央線・吉祥寺駅南口徒歩4分)

資料代

500円(当日会場にて)

主催

日独裁判官物語むさしの上映実行委員会

問い合わせ先: TEL.0422-53-2959(宇田川)

[ガヴァガイ]

次回弁論のお知らせ

次回弁論は

5月23日(水)午後3時~4時30分
東京高裁民事9部・809号法廷

です。

皆さん、傍聴におこし下さい。弁論終了後、ミーティングと懇親会(「天狗・銀座コリドー店」にて)を行いますので、そちらの方もぜひどうぞ。

なお、「天狗」の所在地は、中央区銀座7-108 銀座コリドー街 地下1階/電話:03-3572-6340です。

【遠藤事件とは、このような事件です】

1975年12月20日

午後9時半頃、新潟県蒲原郡津川町の市街地に至る国道で轢き逃げ死亡事故が発生した。遠藤さん(当時トラック運転手、20歳)はその直前、たまたま現場を通過していた。

同12月22日~24日

22日午後になって、遠藤さんのトラックのタイヤに「人血らしいシミ」が警察署で発見されたことから、警察は遠藤さんを轢き逃げ犯人と決めつけたかのように取り調べや見分を進め、犯人と「断定」した。

1977年2月

「業務上過失致死罪」で新潟地裁に起訴された。

1982年9月

「禁錮6月、執行猶予2年」の有罪判決。

この間、裁判官は検察側に有利な証拠ばかりを採用するなど、一貫して検察側寄りの訴訟指揮を行なった上、判決においては、問題の「タイヤのシミ」は人血ではない、かつ、そのような位置には付着しえないといった「鑑定」結果を無視、遠藤さんのアリバイにかかわる争点については検察官すら主張していない事実を「認定」し、その存在を否定している。

1983年1月

東京高等裁判所に控訴。

1984年4月

控訴棄却。

普段はあまり感情を表に出さない遠藤さんが、この時はこみ上げる怒りをこらえられず、退廷しようとする裁判官らの背中に向かって「私は轢いていません！裁判所がどう言おうと私は轢いていないのです！」と叫んだ。しかし裁判官はそれに一瞥もせず退廷した。

直ちに上告。

1989年4月

最高裁は一、二審とまったく同じ証拠にもとづき審理した結果、全員一致で「原判決(高裁判決)および第一審判決を破棄する。被告人は無罪」との判決を言い渡した。

判決後の記者会見の席で遠藤さんは「13年間の苦労が涙になって出てきました」と言って涙を流した。

しかし、この無罪判決までには実に13年もの歳月を費やしている。事件発生当時は20歳の青年が、この時すでに34歳になっていた。

遠藤さんは言う。

「これで刑事裁判は終わった。これからは自分の人生を楽しく過ごそうと思いました。失った13年の青春時代をなんとか取り戻そうと思いました。……被告人という肩書を背負って暮らした

13年の辛さは決して忘れることのできない、言葉では言い表せない重圧でした。……(刑事裁判の一、二審は)私を犯人にするための暗黒裁判であったとしか言いようがない。彼らに責任を取らせることが本当の意味での刑事裁判の終わりであり、人を裁く裁判官は自らをも裁くべきであり、責任をとるべきが筋です。」

1991年1月

国および裁判官六名と起訴検察官の個人責任を追及する国家賠償訴訟を提起。

1996年3月

東京地裁民事38部は「原告(遠藤さん)の請求を棄却する」原告敗訴の判決を言い渡した。

判決では「普通の裁判官の4分の3以上が無罪とするであろう事件について、誤って有罪とした場合には、『著しく不合理な事実認定』であって国家賠償法上「違法」となる(損害賠償責任がある)。しかし、本件ではそれほどの『不合理な事実認定』があったとは言えない。」と述べて、検察官のみならず裁判官をも免責した。

[tommi]

現在、東京高裁民事9部(809号法廷)で控訴審が進行中です。

事務局から

いきなりパソコンが壊れた。どうやっても何を試しても動かない。なんと2日間も。これは私にとっては一大事。しかしどうにもならない。腹をくくり、懸案だった書齋の整理にかかった。いやあ、貴重な資料がいっぱい埋もれていて、我ながら驚いた。遠藤事件・国賠についても古いものがずいぶん出てきた。懐かしいなあ。あの頃、カネはないけどヒマだけはたっぷりあったなあ。細身で髪もそれなりにあったなあ。50時間ほど経過して、某氏のお助けによりパソコンは復帰。画面を開くと、電子メールが山ほどたまっている。原稿の締め切りもとうに過ぎている。悲鳴。

[今井亮一]

当会のHPには、色々なページがあるのですが、その中の一つに「オンライン入会」というのがあります。その名の通り、インターネット上で直接当会に入会できるページです。そのページができてから半年、やっとオンラインで入会してくれる人が出てきました。当国賠のことを知ってもらっただけでなく、参加してもらっただけでなく、参加して嬉しいことです。

[ガヴァガイ]

最近チーズスティックを買いました。お菓子みたいな名前ですがデジカメです。約8000円とめっちゃく

ちゃ安くて、しかも手のひらサイズ。オモチャみたいですが、これがなかなか出来が良い。今回のニュースは全10ページ文字ばかりですが、今後はこのニューデジカメで華やかな紙面に行きたいと思っております。

[カブ]

この間の弁論後の飲み会で、久々に遠藤さんや阿部弁護士にお会いしました。遠藤さんほか、久しぶりに会った方みな、「痩せたね!」とのこと。最近よく食べるし体重も若干増えてるし...なのに「痩せた」とは異なること...ではないんですね。このごろよく「歩く」のです、私。通勤では合計80分ほど歩きます。仕事でも、たくさん歩きます。休みの日は、1時間や2時間、平気でウォーキングします(おかげで脚は若干太くなりました(>_<)ゞ)。歩くと、ちょ～楽しい!今、梅の香りがします。桜のつぼみが膨らんでいます。ちょっと前は、刈り取った稲の香ばしい香りと、文字通りの黄金色の風景を楽しみました。そのちょっと前は、コスモスの、いろんなピンク色。その前は...

最近、新橋あたりのオフィス街でも朝夕、素敵なおねえさんが、ごっついスニーカー履いてたりします。歩くと、いっちゃんお手軽で、そして確かな健康法にして美容法なんです。私

のお肌も、すべすべつやつや。こないだなんか、「お酒飲めない年」に間違われちゃいました(*^o^*)

遠藤さん、今井さん、その他おじさんたちもおばさんたちも、もっとたくさん歩きましょう!

[tommi]

「筋弛緩剤点滴混入事件」の主任弁護人にわれらが阿部泰雄弁護士が着任していたことを、当ニュース48号の発行日前日(1/20)、突然知りました。当初、報道を見たとき、「子供しているのか。なんちゅう悪いやっちゃあ!」と恥ずかしながら思っていたものです。ところが、弁護人に阿部弁護士が就任し、かつ冤罪を主張していると聞いたとたん、「うう～む、よほど確固たるものがあるに違いない。『犯罪報道の犯罪』悪いやっちゃあ!」と手のひらを返していたのでした。「冤罪事件の支援をしているキミがそんなんでどうする?」と、土屋翼さん(国賠ネットワーク代表)からお叱りを受けたところです。頭ではわかっているつもりでも、日常、血となり肉とするのは難しいものなんだなあ、と痛感した次第です。改めて反省し、修行し直すことに致します。

毎月、会費&カンパをありがとうございます。会員の方のご提案に従い銀行口座を開設しました。今後ともよろしく願い申し上げます。

[寅次郎]

発行.....遠藤国家賠償訴訟を支援する会
代表：今井亮一(交通ジャーナリスト)
広報：寅次郎(サラリーマン)
事務局.....〒164-0002 東京都中野区上高田5-25-6-201
Tel / Fax : 03-3319-3012
E-Mail : ip2m-sgym@asahi-net.or.jp
郵便振替：00150-9-168587(遠藤国家賠償訴訟を支援する会)
東京三菱銀行(仙川支店)普通預金口座 0460837
年会費：一口1,000円(払込月より1年)